

---

平成30年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成30年3月7日 (水曜日)

---

議事日程 (3)

平成30年3月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉	書記 中野 功明	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

---

【傍聴者数】 13名



午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 1 2 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

5 番妹川です。おはようございます。通告書に基づいて、私の一般質問をさせていただきます。

まず、1 件目。いじめ防止対策についてと。いじめ問題は国・地方公共団体・学校・家庭・地域住民、その他の関係者の連携のもと、社会全体が一丸となって取り組んでいくことが必要です。いわゆる、いじめ問題は国民的課題と言われるゆえんである。

学校では最重要課題の 1 つとして、学校内外を問わず、いじめ防止を目指して取り組まなければなりません。そこで、平成 25 年 6 月、いじめ防止対策推進法が成立し、同年 9 月 28 日に施行されました。しかし、同法が施行されても、施行されてから 4 年が経過しているにもかかわらず、その後も複数のいじめ自殺がニュースで取り上げられています。同法の周知徹底がなされていない上、いじめ防止対策組織も機能していなかったという事実が明らかになっています。

そこで、まずですね、いじめの定義についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

いじめの定義についてですが、今、議員がおっしゃった、いじめ防止対策推進法の第 2 条にいじめ定義が定められておりますので、これを読み上げます。

いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そのように定義されていますね。

では、いじめの態様について認識を伺います。いじめの態様についてはですね、まず肉体的苦痛、精神的苦痛、犯罪行為、そして性的ないじめ、こういうものがあると言われていています。まず、肉体的苦痛についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、いじめの態様、肉体的苦痛についてですが、また、いじめの態様につきましては、文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に、いじめの態様の区分がありますので、こちらの中から肉体的苦痛の部分について、御説明します。

その中では、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。肉体的苦痛としては、以上が代表的ないじめの態様となります。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

その中にですね、プロレスごっこの強要とかですね、火を押しつける、鉛筆やコンパス、画鋸などを突き刺すとかですね。そういうものが含まれていると思います。

では、精神的苦痛というのは、どういうものがあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどと同様、文部科学省の調査に基づいて御説明します。まず、精神的苦痛とは、冷やかしいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間外れ、集団による無視をされる。そして、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなどがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ほかにですね、あだ名で呼ぶとかですね、それから物を隠すとか、汚すとか、冷やかすとか、からかうとか。それから携帯やパソコンから悪質なメールを送るとか。まあ、さまざまあるかと思えます。

では言葉によるものについては、どういうものがあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほどの精神的苦痛と言葉による部分では、重複いたしますが、繰り返しになりますが、御説明します。言葉ですので、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。文科省の調査の態様区分からは、以上となると考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

言葉によるものの中にですね、要するに、相手の嫌がる言葉ですね。キモイですね。これは学校の現場ではありますね。キモイとか、ウザイとかね。キショイ、デブとかね。バイキン。福島原発の県外移動した子供たちにはですね、そのバイキンとかね。放射能の問題です。不潔とかですね。

では、仲間外れ。それから犯罪行為とはどのようなものがあるのでしょうか。犯罪行為ですね。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、御質問の内容に近いものとしまして、やはり文科省の調査の態様区分からですが、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするなどがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

先ほどのですね、言葉によるものの中にはですね、仲間外れというのがあるんですね。集団に入れない、そばに近寄らない、一緒に行動を取らせない、みんなでにらむ、暴言を吐く。こういうものも含まれていると言われていています。

では、今、犯罪行為をおっしゃっていただきました。じゃあ、性的ないじめはどんなものがありますでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

性的ないじめにつきましては、今引用させていただいた調査の態様区分にはございませんが、今、御説明した中に、近いような形の性的な嫌がらせがあるのではないかと考えております。以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

性的ないじめというのはですね、服を脱がす行為ですね。抱きつかせるとかですね。性的行為の強要と、こういうものがあると言われてます。

先日の2月28日にですね、こういうような新聞記事があります。「いじめで不登校賠償提訴」。福岡県内の町立小学校の問題ですね。もう御覧になっていると思うんですが。その子供はですね。今裁判沙汰になっているんですね。今月23日。2月ですけど。町側と同級生の両親側は請求棄却を求めています。内容はですね、同級生の子供から、女の子ですけど。下着を無理やり脱がされたり、椅子にのりを塗られたりするなどのいじめを受けたと。その後不登校になり、適応障害と診断されたという。町側と同級生の両親側は請求棄却を求め、争う姿勢を示しております。町側はですね、下着を脱がされたのは、悪ふざけがエスカレートしたということが書かれてあるんですね。この新聞が事実であるならば、全くですね、いじめに対する認識の程度が疑われそうな気がしてなりませんね。

要するに、今、4つの肉体的、精神的、犯罪的、性的ないじめというのをですね。やはり、今のようなものが含まれているということなんですが。

では、今、芦屋町の子供たち。この、いじめに対する認識というのはどれぐらいの子供たちがもっているのだろうかというふうに思っていますが。いかがでしょう。どういう認識を持っていますか。被害者意識ないしは、加害者意識としてのですね、認識。子供たち。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

統計調査、アンケート等はございませんが、当然まず、結論から申し上げますと、芦屋町の小中学生、子供たちはいじめはいけないという大原則、認識はしっかり持っていると思います。そ

の根拠としましては、小中学校における道徳の授業、さまざまな指導等に基づいて、また、小中学生のさまざまなアンケートの中からも異口同音にそのようなことが決して許されるものではないという言葉が端々から出てきております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

いじめの防止等のための基本的な方針というのが、平成25年に文科省から出ておりますね。この資料によりますと、27ページにですね。ホームページでも出ていると思いますけど。27ページですね。いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るということが認識されておられると思います。そういうふうに書かれておりますが。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、こういうことを文科省は紹介していますがね。

小学校の4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度。これ90%の子供たちはいじめを受けたことがあると。いじめにもいろいろ態様がありましようけれど。加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度。つまり、いじめをしたことはないというのが9割、いじめをしたことがあるのが、全く持たなかった、加害経験をまったく持たなかった児童生徒1割。だから結局ですね、多くの児童生徒は入れかわり、被害や加害を経験しているということなんですね。だから、今おっしゃったように、学校教育の中でいじめはいけない、許さない、しないという3点のものがあると思いますが、子供たちの信じる中にはですね、いじめられたことがあると9割が。いじめたことはない。そこに相関関係があるんですけど。そこで初めてどの子供にも、どの学校にも起こり得るものであるという前提にたって、やはり教師はまたは家庭教育で研修していかななくてはならない。

今、学校の教員もですね、このいじめ問題が発生しても、そういうシグナル、SOSのシグナルが気がつかなかったとか、そしてそういういじめの現状を知らなかったとか。また、見て見ぬふりとか。そういうことが今起こり得ているんですね。それでニュースになり、裁判になり、そして自殺者が出てくるわけですけど。そういう認識を先生たちはお持ちだろうとは思いますが、そういうことを指導するのが、誰が指導するんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

学校の先生方、教職員を指導すべきは、まずは学校長であり、さらに市町村の教育委員会。芦屋町であれば、教育長であると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ぜひですね、私も今回ですね、このいじめ問題について、この場に立っているわけですけど。昨年の9月議会でしたかね。横尾議員が一般質問をされました。そして芦屋東小の子供の件についてですね、話をされまして。その中で、不登校の子供と欠席者数と不登校の子供は分離されてありますが。不登校の子供は中学校で12名ですね。3つの小学校で2名おりますと。で、5分、10分学校に行つてすぐ帰ってくる子供は不登校でもない、欠席でもないだろうと思いますが。仮に、その子供たちを入れるとするならば、中学校では平成27年ですね。31名の子供が学校に行っていない。こういうことを聞いたときにですよ、私ちょっと啞然としたんですね。それであれば、この中には恐らく、いじめの問題、いじめで苦しんでいる子供もいるのではないかなというふうに思いましたもんですから。きょうは一般質問はさせていただいております。

それで、2番目ですね。3番目ですか。同法の理念を推進するため教育委員会はどのような対策を講じてこられましたか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、同法が施行され、国が同法第11条の規定に基づき、いじめ防止基本方針を策定しましたので、同法第12条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、芦屋町の実情に応じた、芦屋町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための芦屋町いじめ防止基本方針を平成26年7月に策定しました。この基本方針は平成26年9月の民生文教委員会で御報告、御説明差し上げるとともに、議員の皆様全員に配付させていただき、情報共有させていただいております。また、議会報告後の平成26年10月には、町民の皆様への周知を図るため、芦屋町ホームページにも掲載し、現在も掲載中で、いつでも誰でも閲覧可能です。

また、同法第13条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針と芦屋町いじめ防止基本方針を参酌し、町内の各学校の実情に応じた、各学校におけるいじめの防止等のための対策に関する学校いじめ防止基本方針を、それぞれ4校で策定させております。

次に、芦屋町はいじめ防止等の対策としての基本理念ですが、いじめ防止等の対策は、学校、家庭、地域、町その他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならないとうたい、3点、明記しております。

1点目は、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組

むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われぬよう未然防止に努める。

2点目は、いじめを行わず、また、いじめを放置することなく、全ての児童生徒が、いじめの問題に理解を深め、互いに尊重し合う意識などを育てることを目指す。

3点目は、いじめは決して許されないことである。どの学校でも起こり得ることであり、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすことから、迅速かつ組織的に対応する。以上の理念のもと、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取り組みの充実、いじめへの早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携に、学校・教育委員会・保護者・地域の方々など、関係者一体となって取り組んでおります。中でも特に、いじめの早期発見の取り組みの充実、いじめの早期発見の取り組みとして、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実に努めております。また、教職員に対しても、いじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、福岡県と連携し、研修を実施しております。

加えて、教育長から各学校長へ、いじめのない学校がよい学校ではない。子供同士の学校生活で、トラブルが全くない学校などあり得ない。いじめのない学校は、いじめ認知能力がない学校であるとも言える。些細ないじめ、初期行動であっても、それを発見できる教職員のいじめ認知能力の向上が大切である。早期解決のためには、早期発見が重要であると、毎月開催している芦屋町の校長会で定期的に指導徹底しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

非常に素晴らしい取り組みの報告だと思いますが、子供たちにどれだけ響いたかですよね。言葉で話をしたとしても、どう子供たちに響きが、心の中に訴えるものがあるか。そういうものはやっぱり教師と子供たちの触れ合い。そういう余裕のある教育体制が必要だと思うんですが。

そういう取り組みをなさっておられることは、いいとしてですね、今、芦屋町には芦屋町いじめ問題対策委員会規則がありますね。これは平成7年の10月30日規則がありますね。そして、この児童生徒指導上の問題行動、事件、事故の対応についてというのが平成27年9月30日に教育委員会から我々に配付されていたと。これについては、いじめ問題も含むと思うんですが、事故、事件ですね、さまざまな。私は今あの中です、芦屋町いじめ防止基本方針を平成26年に7月ですから、9月議会かなんかにですね、民生文教委員会には説明されたと思うんですが、ということでしたが、我々、総務財政、私は総務財政委員会のメンバーでしたから。それについては、何ら説明がない。議会事務局のポスティングに入れておられたようですね。それから、児

児童生徒指導上の問題行動・事件・事故についてはポスティングです。こんなね、大事な国民的課題である、町民的課題である、そして議会にとって、議会人にとっても大事な問題なんですよ。これをなぜ説明しなかったんですか。お答えください。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成26年9月に芦屋町いじめ防止基本方針、こちらを策定した際には、所管委員会である民生文教委員会のほうに御報告した。なおかつ、総務財政委員会の委員さんの方々には配付をするという形で周知を図るというふうに判断されたと考えております。

続きまして、平成27年9月に児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応について、マニュアル的なものにつきましては、全議員に配付するという事で、議員の皆様のお手を煩わせることなく、配付のみにとどめたと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私たち町民の負託を受けている議員はですね、やはり、そういう子供たちですね、いじめ問題に対する認識を学ぶ必要もあるわけですね。我々議員も。町民もそうですけど。我々議員が率先して学ばなければならないというように思っています。こういう町民的課題であるものをですね、ただポスティングするとか、民生文教委員会だけ説明するとかでは物足りない。問題が生じたときにですね、議会議員は何してたんかと。もし、先ほど言いましたですね、福岡の女儿。いじめで不登校の子供たち。そういうことで、ぜひですね、その辺は前の教育委員会のね、課長さんいます。壇上におられますけども、ぜひ反省していただきたいというふうに思います。

ではですね、その同法の理念を推進するため、教育委員会はどのような対策を講じてきたかということに対して、今お話がありましたけども。じゃあ、いじめ防止対策推進法というのは平成25年6月に策定し、議会でもですね、国会でも通ったわけですけど。どうなんですかね。第14条の1項にですね、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるというふうに書かれていますね。それから、第14条3項には教育委員会の附属機関として設置することができる。第28条の1項には、重大事態に対処、または同種の事態の発生防止に対して、そういう組織を置くことができる。置かなければならないかな、これ。そして第30条に、第31条に、首長は、まあここで言えば町長ですね。町長は附属機関は地方自治法により条例を策定し、いじめ問題調査委員会等を置く。こういうものがあるわけですけど、どうなんですか。この辺については検討さ

れたことがあるんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、順を追って御説明いたします。

いじめ防止対策推進法、第14条にいじめ問題対策連絡協議会の組織について、設置可能であるという意味合いの条項がございます。芦屋町におきましては、まず、いじめ問題対策連絡協議会、こちらにつきましては、小中学校の教員や教育長、指導主事等で組織する小中生徒指導部会、こちらのほうで、小中教育委員会合同で毎月1回、定例的に意見交換のほうを行っております。こちらをもってかえていると認識しておりますので、あえて特別に連絡協議会のような組織を新設してはおりません。

続きまして、28条、29条、第30条等につきまして、何か重大事案が発生した際には、首長、町長への報告義務等がうたっておりますが、まず教育委員会としましては、重大事案はもちろんです、ある一定以上の事案につきましては、その都度、町長まで報告をさせていただいております。また、その法の規定では必要と認めた場合には、議会の皆様にも御報告するようしておりますが、こちらまあ、学校のいじめ、重大事案につきましては、大変デリケートな問題。また、児童生徒を守る必要、プライバシー保護の必要もありますので、そのあたりを勘案して議会のほうには報告について慎重に検討させていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そういうようなね、考え方というか、そういう進め方で今日まで長くきたと思うんですけどね、今はそういう時代じゃないんですね。文部科学省はですね、いじめ防止等のための基本的な方針を打ち出し、そして、またいじめ、重大事態の調査員に対するガイドラインを昨年も出し、さまざまな形でですね、このいじめ防止を各市町村、自治体もですね、そういう組織化をしなければならぬというような形で、今、通達、通知を出していると思うんですね。だから私が要旨に書いているように、4年も経っているのにですね、同法の周知徹底がなされていなかった上、いじめ防止対策組織も策定されていない。そういう事実があるということで、裁判沙汰になった中で、いわゆる中立公平な立場で第三委員会が、専門委員会がつくられて、そしてその町や学校に対して弾劾をしていますね。こういう隠蔽工作的なことをやることによって、こんな裁判沙汰になっているということが出されているじゃありませんか。そのことによって、今度のガイドライン

においてもですね、強力に進めてほしいという要求が出されていると思います。ぜひですね、こういう点については、進めていただきたいと思いますが。ちなみにですね、この文科省が出しているいじめ防止対策推進法を踏まえた学校教育委員会等の取り組み状況に関する追加調査についてということですね。そうしますとね、地方いじめ防止基本方針については、今言われました基本方針ですね。都道府県の97.9%、市町村の69.8%が策定済み。ところが、いじめ問題対策連絡協議会については、市町村は57.6%が設置済み。芦屋町はありませんね。このいじめ問題対策連絡協議会というのは、そんな身内の者たちの集まりじゃないんですよ。教育委員会、学校長とか、生活指導部長ではなくて、第三委員の方々が入っていく場合があるわけですよ。そして、重大事態の調査を、再調査を行うための機関、そういうことですね。市町村の40%である。そして具体的に言いますと、いじめ防止対策推進法第14条1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会を設置した自治体数は、福岡県はですね、平成27年の段階では22だったのが、今33になっているそうです。54%です。そして、28条に基づく重大事態の調査または再調査を行うための機関を設置した自治体数は、福岡県は61自治体がありますね。28となってますけれども、29年の段階では39.64%。これは重大事態の調査ということによれば、これは条例を策定しなければならないと思うんですね。芦屋町には条例がありませんから。だからそのような重大事態が発生してもすぐにそこで立ち上げてですよ、立ち上げてそれに当たるということになりますから、そこに横滑り的な方々が集まってきたり、それからそういういじめの定義、対応、そういうこともよく理解できていないような人たちが集まって来られるんじゃないか。文部省はどういうことを言っているかということ、そういう事態発生が重大な事態が発生する前からもう策定しておきなさいと。そう言ってると思うんですが、どうですかその辺は。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど私のほうから、このいじめ防止対策推進法第14条におけるいじめ問題対策連絡協議会について、小中の教員、教育委員会で組織する生徒指導部会があるとは申し上げましたが、あとそれに加えるのであれば、後ほども出てくるかもしれませんが、平成27年9月に作成、配付した児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応についての専門家委員会もそれにほぼ該当する組織ではないかと思えます。ただ、違いますのは、法律にありますように条例、規則を制定しておりませんので、教育委員会の正式な附属機関とはなってはおりません。ただ、実態としては十分それに変え得るものと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

芦屋町いじめ防止基本方針なるものが平成26年7月にあつて、民生文教委員会の議員だけ説明があつて、我々にはポスティング。これ、読んでみますとね、私の感想ですけど、非常に抽象的であり、そして内容は理念に基づいており、そして重大事態が発生した場合は、こういうことしますよという形で何も組織化されていない。あれからもう4年ぐらいなるわけですから、文部科学省としてはですね、組織化しなさいということで統計を出してきているわけですから。だから私としてはですね、皆さん方もそうだろうと思いますが、本当にね、いじめ防止対策を進めようとするならば、そういう理念とか、規則とかそういうものではなくて、いじめ防止対策を実効性のあるものにするためには、やっぱり条例を設定すべきなんです。いじめ防止対策を実効性のあるものにするためには条例を制定して、そのためには論議をして学習し、認識を高めて、そしてそのことを町民の皆様方に公にしながらですね、町民的課題として進めていこうというような形をですね、取っていただきたい。どう思いますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

妹川議員の思い、意見はしかと受け取りました。ただ、それをするかどうかにつきましては、教育委員会では、やはり教育委員さんがいらっしゃって、教育委員会定例会がありますので、そのあたりの必要性につきましても、改めて議題で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

26年の9月ですね、民生文教委員会の中ではですね、学校教育課長がですね、説明をしておりますね。そうしますと郡内4町で、学校教育担当課長会議において、郡内で統一したものが、この基本方針、芦屋町いじめ防止基本方針のようですから。だから、遠賀4町の中でトップランナーとしてですね、芦屋町としては、ちゃんとしたそういう組織化していく、実効性のあるものにしていく、そういう条例制定をですね、進めていっていただきたいなというふうに思います。

今は条例制定のほうにですね、進めていただきたいと思うんですが。一つ紹介するならば、まあたくさんあるわけですけど、例えば香春町ですね。香春町とか、それから新宮町、こういうところはですね、条例ができてありますね。香春町と新宮町、よく見てみますと、よく似ていますよ。新宮町のほうを紹介してみますと、これ、条例なんです。いじめ防止対策推進条例ですね。

いじめ防止対策推進法に基づいて、国の条例を策定した。そして新宮町、いじめ問題対策連絡協議会を設置していますね。それから、それに基づいて新宮町いじめ防止対策推進委員会をしております。そしてその中にはですね、弁護士ですよ、医師ですよ、学識経験者、心理または福祉に関する専門的な知識を経験する者。第三者です。中立・公平に判断している。そして新宮町いじめ防止調査委員会、これは首長ですね。首長が、そのいじめ防止対策推進委員会から出された答申に基づいて、首長はこれを再度調査をなささいというような形で首長はということですね、附属機関として新宮町いじめ防止調査委員会を設置している。これも弁護士、医師、学識経験者、そういうような団体が組織されています。こういうものですね、今は県内でもかなりあるんです。遠賀4町はありませんよ。そういう打ち合わせをしまっている。非常に後退していますね、そういう意味で。ぜひですね、前向きに進めていただきたい、トップランナーとしてやっていただきたいなあというふうに思います。

そして、文科省のですね、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインというものがあります。これは29年の3月に出ていますが。この中でですね、こういうことが書いてあります。学校の設置者及び学校として、みずからの対応に、たとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、みずからの対応を真摯に見つめ直し、そして被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこととかですね、まあたくさんありますが。軽々しく「いじめはなかった」と「学校には責任がない」ということを判断をしないこと。それから、こういうのがありますね。被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限りみずからの対応を振り返り、検証することが必要となる。それは、何のためか。再発防止または新たな事実が明らかになる可能性がある。被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、みずからの対応を検証することを怠ってはならない。私は思うに、前議会です。前の議会です、その芦中の子供と東小の子供との関係ですね、そういうものについて、親はやっぱり大きくしてもらいたくないというお気持ちはあったかもしれませんが、それを検証すること怠ってはならない。そして学校の設置者及び学校は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。安易に重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならないと。こういうことをですね、書かれています。そういう意味でですね、やっぱりいじめはあるんだという前提であるならば、そういう認識のもとにですね、取り組んでいただきたいと思います。

その中であって、芦屋町が県教育委員会に報告書をですね。報告書によりますと、資料請求をした時の資料見てみますと、もう平成27年からずっと見たんですが、もういじめはあるかないか、もうゼロ、ゼロ、ゼロが非常に多いですね。何でこんなふうになるかと。

北九州はですね、北九州を調べてみますと、20%近くの方がですね、子供たちはですね、い

じめの体験があるんですよ。何で芦屋町は1%か2%かなと。27年度いじめに関する実態調査（アンケート・面談）の結果について。北九州市、これホームページに出ているんです。先ほどですね、いわゆる地域の方、保護者の方について情報を発信しているということですけど。そういう専門委員会の議事録さえホームページに出している。そして、この結果をアンケートをとった結果について教育委員会、まあ、北九州は北九州でしょうけど。教育委員会に出されたものは、ホームページに出ているんですね。これ、小学校はですね、4万7,000人もいるんですね、小学校。中学校は2万3,000人、約。いじめの疑いがあると思われる件数は9,400人。パーセントで言えば19%の子供たちがいじめを体験したと。いじめと認知した件数は82.9,400に82、小学校は大体このくらいです。そしてですね、アンケートをとって担任がですね、無記名だろうと思うんですけども、担任がとって面談しているんですね。面談した上でいじめと認知しているわけです。そういうことをやっぱり危機感を持ってですね、やっていただきたいというふうに思います。そのためには、やはり第三委員会、中立・公平の方々を集めた形で、こういう大学の先生とか医者とか弁護士とか、そういうものを矯められるような組織化すれば、当然条例化しなければならないと思います。ぜひそういうふうな形をとっていただきたいなあと思います。

それから、条例をですね、制定されるようであればですね、私も応援していきますよ。文面検討についてはね、私も前、小中学校の義務教育に対する通学費補助、特に小学校・中学校は全額補助、特に粟屋・大城の件でしたけどね。条例を制定するために私も研究いたしまして、そしてその当時の事務局長に相談をして、事務局長もそれにいろいろアドバイスいただいて、そしていざ出そうとしたときにですね、町が小学校、中学校、高校についても半額補助というような形が出されました。私は決して高校までね、考えてはいませんでしたが。前進したといえれば前進したかもわかりませんが。そういう形で条例制定についてはですね、ぜひ私も何かあればですね、応援したいと思いますから、ぜひつくっていただきたいと思います。後はちょっと時間の関係がありますから。

2番目のですね、生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応について。これは芦屋町教育委員会が議員に配付した平成27年9月30日付の児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応についての資料について問う。この資料作成した背景は何があったのかと。これはもうカットします。時間がありません。時間があればまたいきます。

資料作成以後、重大案件発生時に組織する専門家委員会は開かれたことがあるのか、その内容を。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御指摘の資料、児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応について、こちら平成27年9月に作成して、配付しておりますが、この中で、重大案件発生時に組織する専門家委員会は平成30年1月22日に1回開催しております。その際の専門家委員会のメンバーは、まず中学校側から7名、校長、教頭、生徒指導担当主幹、担任が2名、不登校対策指導員、PTA会長です。ほかには、芦屋町の主任児童委員2名、北九州サポートセンターの職員2名、折尾警察署のスクールサポーター、こちら警察官OBですが、こちらが1名、少年補導員の芦屋支部長1名、宗像児童相談所の職員2名、芦屋町健康・こども課の子育て支援係長、そして教育長、学校教育課長、学校教育係長、教育相談員の計20名で開催しております。内容についてですが、生徒指導上の問題行動が発生しており、このままでは安全・安心な学校生活が脅かされると判断し、各関係機関の協力・助言を仰ぎ、問題行動の早期解決を図るため、問題行動の内容を鑑み、今回は以上のようなメンバー構成が適切であると考え、専門家委員会を開催する運びとなりました。

なお、これ以上の詳細な内容については、生徒たちのプライバシー保護のため、答弁を差し控えさせていただきますと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そのメンバーの中にはですね、警察どうのこうの言われましたが、現職の警察官の方はおられるんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

北九州サポートセンターの職員2名、こちらが現職の警察官であり、警察官としての身分を有しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そのような、これは条例に基づいてではない、このマニュアルというのは、条例に基づいてはないようですから、そういう報酬とか費用弁償なんかは出されたんですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

報酬、費用弁償については支給しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ボランティアで参加されたんだと思うんですけども、こういうことについてもですね、やはり条例化ないしは規則、何でしょうかね、そういうものを策定する必要があるのではないだろうかと思います。

それから一つですね、あるんですが、この例の東小の子供が28年の9月議会で芦屋東小の子供がですね、9月議会でしたか。だから6月からずっと学校休んでいると。そして9月議会での一般質問ですね。その後、子供は学校を出校したかどうか調べてみますと、まあ教育委員会とね。そしたら、そのまま不登校のままに、そして卒業式前の日、卒業式の日に出席していたと。しかも中学校は町外の北九州市の私立の中学校ですね。資料を見てみますと、いじめによる不登校だろうなと思っていたら、百五十何日ですか、150日ですよ。6月から卒業式までね。これ、病気による長期欠席扱いになつとるじゃないですか。小中学校における不登校児童生徒数は28年でしようからね、芦屋東小はゼロ名。どうしてこんな対応の仕方するんです。そして、資料をいただきましたら、不安適応障害という診断が出ているから、病気による長期欠席。これはおかしいですよ。もう時間がありませんからね、これもう次回に回します。この件については。

やっぱりね、県の教育委員会にも聞きましたけどね、やっぱり不名誉なことというふうに判断するのかな。これ第三委員会を開かないかんですよ。重大事態の発生件数。こういう場合、身内の人ばかりでしょ。どちらかという。だから結局かばい合うわけ。次、これは次の議会で質問したいと思います。

次にいきます。それとですね、やっぱりこういう子供たちについては、一昨日、貝掛議員がですね、そういう町外に学校に通う子供たちもいますよね。十何名かおられると言いましたかね。こういうのは、当然ね、当然やっぱり通学費は支給すべきですよ。これは学校の責任、教育委員会の責任ですよ、こういうふうなのは。そういうことを反省していただきたいと思います。

次にいきます。老人憩の家の建てかえについて。芦屋町広報に、くらし満足度アップ戦略の一つとして、老朽化の進む老人憩の家を今後も仲間づくりや生きがいづくりの場として利用できるように建てかえに向けて検討しますとあるが、建てかえの今後のスケジュール、老人憩の家に関するアンケート調査結果についてということで、一昨日、内海議員の中で、もう話をされました

からですね、まあ町長、もう1回簡単に結構です。いつごろになりそうですか。建てかえ、一昨日は何かかる言われまして、5年はかかるだろうとおっしゃっていましたが。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

一昨日、妹川議員言われますように、一昨日、内海議員から集中的にこの一般質問ございまして、るるお話しして、ちょっとお話し足りなかった分があるなと思ったので、いい機会を与えていただきましてありがとうございます。

これは老人憩の家という問題だけでなく、これは今後のまちづくり、それから福祉政策、これは非常に大きく絡んでおるわけでございます。現状、ちょっと一昨日言い足りなかったのが、いろいろなアンケートの中で、各小学校ごとに従来どおりつくってくれ。それから大きなやつを一つつくってくれとかですね、あったわけでございますが。その中でですね、やはり土地の問題。妹川議員もよく行かれていますようではありますが、駐車場がないんですよ。駐車場の問題が非常に大きいわけでございます。まず、現状のままで建てかえる場合に、駐車場の問題どうするか。じゃあそこに移転しなくちゃいけない。3カ所そのままという、どっかの土地を探して駐車場はできる、そういう場所が芦屋に果たして見つかるどうか。非常に有効面積の少ない町でございます。それと町立病院の跡地問題。この問題も一つあそこに大きなものをつくって、やっていただきたいという意見もたくさんあるという中で、一昨日、内海議員が何年ぐらいということ、その方向性がまず決まらない中でですね、何年と言われてもちょっと困るわけで。本当は3年と言いたかったところですが。まあちょっとそれはいろいろなことで、土地探しから意見の集約から、住民の皆さんの意向のですね、最大公約数をとってどうするかということは、これは老朽化によってですね、今、問題が出ておるわけで。これ、40年ぐらい。じゃあ我々は今やることは30年、40年先を見据えて、その施設をつくらなくちゃいけない。ただ今の老人憩の家は古いから、そのまま今のところでやればいいのかという問題ではない。そういうことを認識しておりますので、一昨日は5年ぐらいですかねというふうにお話させていただいたわけです。決して、結局しないというわけではない。今から、そういう皆様方の町民ニーズ、いろいろな形の中でですね、ニーズが多すぎますので、まちづくりという形の観点の中にもあります。まだいいですか、もう少し。時間がない。はい。

もうちょっと一つ。温泉の話が出ましたが・・・・・・（「もういいです」と呼ぶ者あり）いい。はい。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

福祉課長にですね、いろいろとお聞きしたかったんですけど。アンケートのですね、アンケートを見ますと、利用者、利用していない方、それから利用している方についても、この老人憩いのお風呂は必要だと言う方々が非常に多いと。じゃあ建てかえる場合にですね、料金はどうするのか。場所はどうするのか。3カ所にするのか、2カ所にするのか、1カ所にするのか。財政的な問題はどうか。一昨日も話がありまして、非常に悩ましい問題ではあるかと思っています。私も、今、72になりますけど、63歳からずっと週に2回ないし3回行っておりまして、非常にまあ腰が悪い中でですね、健康維持に役立っております。そういう方が非常に多いですね。そして、何年かすると、もうなかなか70代、80代の人がいなくなる。まあ非常に健康な状態の中で亡くなられていくと。医療費がですね、国民健康保険でしょうけど、その削減にもなっているということで、すばらしいことだと思うんです。それでまあ私も、その当時63歳のころにですね、この建物は建てかえるらしいよというような話は10年間聞いてきております。いつになるんだろうと。今はですね、目が黒いうちにですね、入れるだろうかとかですね、そういう話になっています。社協もですね、10年前からですね、話をしているのに一向に進まない。もう諦めムードですね。しかし、現実的にそうであるならば、管理運営費用がですね、2,411万円ですね。福祉課長ね。そのために後5年間、3年ないし5年間する場合は、工事、修繕費、備品は除くでですね、修繕をやはりある程度しっかりこやらないと、継ぎはぎの修理、そして10万円以下の場合、社協が持ちなさいとかですね、そういうことについてですね、もうちょっと機敏にちょっと予算を組んで、修繕費をやっぴり多めにやってもらわないといけないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。時間が来ましたけど。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

社協がまず一時対応ということで、修繕費用を含んで指定管理料を差し上げています。これはもう、すぐ対応していただくということで、そういう体制をとっております。そして社協で金銭的に10万円を超えるものとかですね、そういった大掛かりなものについては、町のほうで対応するというので別途予算を組んでおりますので、そこら辺は対応していつているつもりでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

終わりました。

○議員 5番 妹川 征男君

これで私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ここでしばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に7番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道です。一般質問を通告通りさせていただきます。

先日のオリンピックですね、平昌オリンピック。日本選手たちの活躍に大変感動いたしました。特にカーリング女子ですか。カー娘たちのチームワークに感動しております。いまだに録画を見たりして、自分を鼓舞するために感動に浸っております。また、幼稚園なんかですね、もう流行語になっていますよね。「そだねー」、「そだねー」って。大変、あれはすごくいい言葉じゃないかなあと思うんですよ。まずは相手を受け入れることから始まるということで、もう本当、あの言霊だな、言霊だなあと感じました。あれが北海道の文化ということですが。

つい先日ですね、本当ありましたよね。「違うだろー、違うだろー。」って。あれもあのうちの子供が真似をしてたりしてですね、なんかあの当時はぎすぎすしてたんですけど、オリンピックで一変したなと感じております。

きょうですね、パネルを用意してたんですよ。今回からテレビ中継が、録画中継ですね。YouTubeで流すということで。しかし、これ受け入れていただけませんでした。実にですね、議会のICT化は遅れているんじゃないかと思うんですよ。学校関係のですね、予算が、ICT予算が慣らし運転じゃないですけどね。電子黒板を導入したりとかいうのが、この議会でもこの予算でも次年度予算でもね、入れたりしてきているんですが。ぜひ議会でもICT改革、よろしく願います。パソコンとかですね、タブレットはもう1,700自治体のうち300自治体はもう導入されているとか言っています。国会でもですね、パネルを使ったりですね、資料を大量に持ち込んで17ページ見てくださいとやっているの、ぜひそのところをお願いして、今から一般質問させていただきます。

通告1、これですね、12月議会で次回に回すぞと、回してもらいますと通告しておいたやつです。通告1、芦屋観光大使の創設について。芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に打ち出されている芦屋流おもてなし戦略に、あしや観光大使の創設とありますが、どのように進捗しているのかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町を訪れる人が気持ちよく過ごし、居心地がよいと感じられるための取り組みが必要であることから、おもてなしの機運づくりを推進していくことと、芦屋町のことをよく知り、さまざまな視点から捉えた魅力を多くの人にPRするための施策の一つとして、あしや観光大使の創設を掲げています。

芦屋町ではシビックプライド醸成の視点から、町民や芦屋出身者の方に芦屋町のことに関心を持ってもらい、より深く学んでいただく機会をつくりながら、その方々が観光大使として普段から芦屋町の魅力を発信していただくことを考えています。29年度は、小学生を対象に試行しましたが、制度構築には至っていません。あしや観光大使につきましては、シティプロモーションやシビックプライドの醸成と密接に関連しているため、この取り組みについては、シティプロモーション戦略のあしやファン倶楽部に統合していくよう、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

まああの、現在検討中ということではありますが。芦屋町ですね、昔から芦屋釜鋳物師を初めとして、たくさんの芸術家を輩出していると思います。今でもですね、博多人形師の田中伸幸先生やら、流木を使ってね、造形作家の田代先生やらいらっしゃいますが。クリエイティブな方々がたくさん現在もメジャーの世界でですね、活躍しています。そのような方たちにですね、まあ観光大使をお声掛けするのもいいんじゃないかと思えます。

あのクリエイティブな方たちというのをちょっと紹介したいんですけど。僕の家の前の方なんですけど。まあ今、空き家状態になっていますけど。その人なんかですね、NHKのカメラマンの方、特殊なカメラマンですよ。ドキュメンタリー映画を撮影する、映像を撮影する方でアフリカのサバンナとかに半年間とか1年近くずっと一人で入って、動物を追いかけるといふ。まあ昔、野生の王国とかああいうのがありましたね。ああいうカメラマンがいらっしゃいます。その方、今はもう大学の教授をされておる、御夫婦で教授されていると聞いておりますし、2軒先

にはすごく有名な方の実家がありますよね。今、御両親が住んでおります。その方なんか東京オリンピックの「お・も・て・な・し」という、ああいうプロデューサーですね。ああいうプレゼンをつかったクリエイターがですね、御両親は芦屋にいらっしゃって、何年か前、彼が脚本で小泉今日子さんの映画があったんですよ。ハワイの日本人村を舞台にした映画があって、これは芦屋町で大々的に宣伝できないかなあという相談を申し上げたんですよ。芦屋中学出身じゃないとだめなんだというような話があってですね、まああの悲しい思いをしましたね。その斜め前が吉田直さん。これはもう有名ですよ。吉田直さんがいらっしゃったところで。そしてその2軒先なんかですね、有名な芸能プロダクションの社長がいますよ。そこの彼が若い時はですね、芦屋の方は大変好きな人はいます。多いんですけど、矢沢永吉さんがキャロルから独立というか一人になって、初めてアメリカに渡った時のマネジャーで、音楽家ですね。その後、森高千里さんとか、シャ乱Qとかプロデュースして、今はその会社の社長ですよ。大変有名な方ですよ。北海道のキャラメル、生キャラメルとか販売したりするような系列の会社、いっぱい持ってますね、そういった方たちがほんといっぱいいます。あと映画の大奥という映画、テレビドラマもありますよね。あの映画の音楽監督なんて、芦屋の方ですし、カンヌ映画祭に招待されているその前の日に僕のお店来たりとかしました。こういったね人材、たくさんいるんですが。何かですね、もったいないなという話を、話なんです。

例えばですね、岡垣、今、観光大使に安河内さんという英語の東進の有名な先生がいて、彼がつくる英語のテキストなんか、すごく、受験生は必ず買うわけですよ。その印税が毎年1億入ってくるというんですよ。それをですね、その方のお母さんがちょくちょく僕のお店に来てたんですよ。何年か前に、岡垣のある議員さんに岡垣にすごい人いますよねと言ったら、知らないと言うんですよ。そしたらね、二、三年前から彼が、安河内さんが観光大使になっています。すると、もう彼が観光大使になるだけで、岡垣町は英語が、英語教育に特に力を入れているじゃないかというイメージが変わるんですよ。それでね、あの時あいつに言ったからこうなったのかなあと思っております。町長、どうですかね。こういう芦屋出身の有名人に対してアプローチかけるというようなことは、ちょっと御感想を。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

観光大使という形の中でよろしいですか。観光大使、よくテレビで拝見しますよね。今、田島議員が言われた方というのは、申しわけないけど、知らないですけど。岡垣の方は知っています。塾の経営者でいいんですかね。その方が岡垣出身だということで、その方が岡垣の教育のためにということで、町がその方をお願いして、観光大使になったということを聞いております。観光

大使というふうにすると、やはり私のイメージでは、例えば芸能界、スポーツ界、それから俗に言ういろいろな方がその方の名前を知っているということ。これが条件になるのではないかと思うんですよね。この人は観光大使ですよ。ああ、この人がということですね。じゃあ、今、最初言われました芦屋中学校出身でないということ、これはちょっと了見が狭いかなと。芦屋にゆかりのある人という形の中で広げますとですね、まあ例えばオリンピックの中西千枝子さん、2度のアトランタとバルセロナ、オリンピックに出ていますよね。そういう昔の選手ですので、今の人たちはどのくらい知っているかという。やはり知名度というのはある程度必要ではないか。まあ私のそういう観点で見ますと、ゆかりのある人ということで、今テレビで盛んに出ていますけど、鈴木浩介という、この方のお母さん浜崎出身で、芦屋中学校出身で。その子は私、何度か話したことあるんですけど。今、このマネジャー的なことをやっているのが、元芦屋の職員がですね、マネジャーとしてやっているんですけど。そういう今、この方が観光大使になれば、芦屋の知名度が上がるだろうな。芦屋を知っていただくだろうなとなるわけでございますが。その観光大使という位置づけというものをまずしないと。そういうふうにはすばらしい人、その専門分野で確かにすばらしい人はいらっしゃるんですが、その方、芦屋の人だけが自己満足でいいのか。観光大使と広く皆が知っていると、そのような観点から観光大使という形になるのではないか。そういう方、今、田島議員が言われたその方たちは、そういう方たちの、いわゆる何ですかね、一つのグループをつくって、芦屋はこういう人がいらっしゃいますよというような芦屋を宣伝するんですね、その方たちに登場していただくという場面もまた別の意味でつくれるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

芸能人の名前を出したらいけないのかなあとか思いながらですね、ちょろちょろ出たりしていますけど。まあテレビの録画が始まっていますからね。それでまあ、鈴木浩介さんが妻方の身内になってですね、おとしやったですかね、光明寺に鐘を突きに行ったんですよ。除夜の鐘を。そしたら彼がいるわけですよ。びっくりしてですね、こんなに売れている人が大晦日に芦屋にいるのかなと思って。普通だったら、ハワイか何かに行っとるんじゃないかなあとと思うんですけど。すごく芦屋のことが大好きということで、地元を愛されているということで。そういった方をお願いするのも一案じゃないかなと思います。

次にですね、芦屋町の地方創生について。町長の次年度、平成30年度における施政方針の重点施策の一つ、地方創生の推進については、各種事業の成果を踏まえながら、各戦略の実現に

取り組むとともに、内容の見直しについて検討するとあります。これまでの成果として、以下をお尋ねします。

①戦略の一つ、芦屋ならではの起業の支援では、ITクリエイターの起業・誘致やサテライトオフィスの誘致を推進するとありますが、具体的なものが見えてきません。これまでの進捗をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まず、ITクリエイターの起業・誘致ということで、設備投資が少なく、個人でも起業できるIT関連やデザイナー、ライターなどクリエイターの起業支援や誘致を推進するという一方で、まち・ひと・しごと創生総合戦略にうたっております。このまち・ひと・しごと創生総合戦略には、全45事業ございまして、そのうち15事業が商工観光係の所管となっております。また、先月実施しました「さわらサミット」も今年度から商工観光係に移管されるなど、現在の5名の職員がおりますけれども、既存の業務と地方創生に係る業務にどの職員も燃え尽きそうなほど頑張っている状況でございます。

御質問のそのITクリエイターの起業・誘致につきましては、現在までITクリエイターに的を絞った取り組みというのは、残念ながらまだできておりません。また、他自治体では、受け皿となるハード整備を実施して誘致に取り組んでいるような自治体もございますけれども、芦屋町では、芦屋町創業等促進支援事業補助金、この制度において、ITクリエイターの方が新たに創業する場合には、創業等に係る必要な経費の2分の1以内、200万円を限度に補助金を交付している、そういった制度がございますので、現在はこの中で取り組んでいるということになろうと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

サテライトオフィスの誘致につきましては、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンに計上されておりますコンタクトセンターテレワーク拡大・推進事業で、6市11町の連携事業の取り組みになります。

事業内容は、働く人の利便性と起業のセキュリティ確保に配慮したサテライトオフィスによるテレワークを実施し、圏域で子育て、介護等を行う人がその能力や希望、ライフステージに応じて仕事と私生活を両立しながら継続的にキャリアを形成し、働き続けることができる仕組みづく

りを行うもので、業績といたしましては、圏域内におけるテレワーク拠点の検討件数が、1件となっております。

今後、芦屋町においても、10席程度の空き事務所などがあれば、北九州市への情報提供を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 7番 田島 憲道君**

お二方ありがとうございます。

まち・ひと・しごとは、芦屋町は事業として45あるということですが、何かね、芦屋町のまち・ひと・しごと総合戦略は苦戦しているような気がしてはならないんですが。まち・ひと・しごとは何でしょうね。町の中に仕事をつくり、人が幸せになると、もうそのままじゃないかと思うんですよ。そしてですね、今は幸せと感じる方、これ本当に幸せな方ですよ。多分、選ばれた方じゃないかと思います。我々働き世代は本当、大変ですよ。だから政府は今、働き方改革を推進していると思うんですよ。

最近の報道なんですけど、最低賃金の問題ありますよね。これ、韓国に抜かれたと言っていました。また、先進諸国の中でかなり、日本はもう低い位置になっていると言っていました。いつぞやね、ジャパン・アズ・ナンバーワンとか言っていましたけど、こんな話、どこ行ったんでしょうね。

それで、WHOの調べで幸福度は世界51番目。そして女性の自殺率は世界で3番目。若者の死亡の原因は自殺が1位と。これ尋常ではないと思います。

それでですね、先週の土曜日に、北九州市立大学で地方創生のシンポジウムがありました。ここにですね、国土交通省の元高官で佐々木昌二先生が登壇いたしまして、その中で彼がおっしゃったのは、地方創生は自分で考え、自主財源をふやすんだと。しかしながら、地方自治体は今後税収がふえていけば、交付税が減らされるのではというジレンマがあるのではと指摘されました。芦屋町は過疎債があります。この旨味を十分熟知しております。7割の交付税措置がしっかりありますから、何かね、この地方創生には本気が見えないのであります。

それでですね、地方創生は国が査定しますよね。評価指標を出しておりますが、この佐々木氏は言いましたね。KPI指標について、歩行者、入り込み客など曖昧な数字でごまかさないと。お金、稼ぎをですね、正面から目標にするとして、1人当たりの所得を上げることが大事ですとっております。そしてですね、ほかの自治体の劣化コピーはしない。成功事例の本質をつかまないと失敗しますということです。地域活性化の禁じ手としては、補助金を役所がもら

うことを自己目的化しない。これは、芦屋町はちょっと競艇という自己財源と過疎債がありますから、これはどうなのかなど。しかし、過疎債もしかりであります。そして計画づくりの外部コンサルに丸投げはいけません。また、テナントや購入者が決まっていなのに、箱物をつくるのは大変危険だということです。これからの地域活性化の方向性は、民間が稼ぎ、行政は環境整備をします。町外のプロと地元の若手のコラボレーションが大切です。自治体ができる規制緩和をどんどん行っていくと言うんですよ。

まあ例として、土地利用規制緩和を挙げました。公的不動産を活用して民間にチャンスを与えなさいと言っていましたね。市町村は所有財産をもっと自由にのびのびと活用すべきだとおっしゃっていました。その中でですね、まあ私もこれ、よく感じます。相談に行ってもですね、例えば公園の中でお店を出したいとか、その常設のですね。そういったことを相談すると、やはり補助金をもらってやっているから、補助金を返さないといけないとか、いろいろできない理由を言われますが。これはですね、今、地方創生の時代では、これはもう該当しないというんですよ。例えばですね、大濠公園の中に、あれ県立ですけど、スターバックスがあつたりとかですね。上野公園の中にいろいろなショップがあつたりとか、今、こういう時代なんですよ。佐々木先生はですね、こんなこと県に聞く必要はないと。市町村の裁量で決めればいいと。何なら仲介しましょうかとおっしゃっていました。地方創生の時代、何でもできると。自治体の本気になればですね。そういったことをこのセミナーで話しておりました。

ところでですね、遠賀町の駅横のPIPIIT、こちら御存じですか。やっぱり行かれた方、見学、ちょっと相談に行った方は、いられますか。私はきのうですね、ちょっと見に行ってきました。遠賀町はですね、地方創生、大変よくやっています。これは以前も出しましたが、資料の2ですね、遠賀町は一番最初の交付金ですね、地方創生加速化交付金。こちらは8,000万円を交付、満額もらっていますね。このとき芦屋町は4,400万円だったですよ。またその上ですね、タイプIIやその後の地方創生拠点整備交付金、そして平成28年度の二度の地方創生推進交付金など。そして今年度の29年度の地方創生推進交付金と総額約1億7,000万を交付されております。この中でですね、その遠賀駅前ですね、旧おんしん跡では日本一企業をインキュベートする金融機関跡地活用事業ということで、これ事業費約8,000万円でオープンして、目に見える成果を上げておるんですよ。それで資料3のところの赤字のところですね、キラキラワーキングママとアクティブシニアが活躍する起業家育成事業で約1,300万円の加速化交付金をもらっています。これはですね、オープン1年目の事業費として2,500万円、半分をですね、委託業者の人的費になつとるんです。そして半分は町の持ち出しということで、箱物つくったのはいいが、運営資金もですね、上手にこの総合戦略をいただいているということです。

先ほど申しましたけど、芦屋町、不名誉ながら平成28年度の地方創生加速化交付金4,400万円を最後にですね、選定されていないんじゃないかと。その後いただいているのかなと思っておるんですが。これ委員会で何回も聞いたりしてですね、課長に申しわけないんですが、それは間違いないでしょうか。なぜ選定されないのかお聞きいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町単独の事業では、今現在いただいております。ただ、先ほど申しましたその北九州都市圏域では、推進交付金としていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

次年度ですね、平成30年度の予算では、地方創生関係が何か25万円とか、そういった金額を書かれておりましたが、それはもういただけるというあれなんですか、それとも科目保存みたいな形で書いてあるのかお聞きします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

一般に計上しているものにつきましては、国からの交付金があるという内容でございます。また支出のところでは、その倍額の50万が計上されているということでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

はい、わかりました。あのいろいろ、まち・ひと・しごとに45事業の中にいろいろなことが書かれておりますけど、それがそれぞれ加速化交付金をいただいてやるような事業であると考えてもよろしいでしょうか。それとも、これらは競艇場からの6億の中でやるのか、町単費でやるのか、そういったところがなかなかイメージできないんですが、そちらどうなんでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今現在では、今の段階では、推進交付金をいただくことはできないんですけれども、それぞれの事業がそれぞれまた進化していきますと、例えば、遠賀町さんである地方創生拠点整備交付金とか、こういったものが該当してくることも出てくると思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ではですね、サテライトオフィスを誘致したりするには、どのような場所が想定されているのでしょうか。きのうからですね、病院の跡地問題とかいろいろ出ておりますが。芦屋町、テナントでそういったところはないような気がするんですよね。そういったところをすると、いろいろな公共施設の整理とかをしなきゃいけないので。どうでしょうか、どのような場所を想定しているのでしょうか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

先ほども申し上げましたが、10席程度の空き事務所などということで考えております。具体的な場所というのは、今後調査研究を進めていかなければならないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

はい。あの例えばですね、今、ちょっとここで提案したいのがですね、施設一体型の小中一貫校の設置なんでありまして。これ町長は、いずれは学校の統廃合は考えてはいかなければいけないと過去の一般質問でおっしゃっております。

私ですね、ちょっと提案していきたいのがですね、現在、教育関係者や行政の間で義務教育学校が注目を集めています。これは、6歳から15歳の子供たちが同じ環境で学び、教育課程も柔軟に組めるのが特徴であります。芦屋町でも平成23年度より小中一貫教育の取り組みを推進しています。しかし、それはですね、合同音楽祭の開催と学校間の交流や連携にとどまっているのではないかと思います。皆さん御承知のとおりだと思いますけど、大分県の初の義務教育学校、大分市立の碩田学園ではですね、旧碩田中学校と校区内の3小学校を統合し、義務教育の9年間に前期・中期・後期に分けた4・3・2制を採用し、児童生徒1,036人が学んでおります。

この制度のですね、主な目的は中1ギャップの緩和です。わかりますか、中1ギャップ。これは中学進学時に環境の変化から生じる学力低下や不登校の問題などがあります。そのような緩和とですね、一人の校長のもとで9年間の教育を行い、教育課程も独自に設定できるということです。芦屋町、今、現在の3つの小学校区はですね、福祉や防災面においての地区割りとしては周知されており、効率的な機能を果たしています。しかしながら、学校を統廃合することにより、公共施設を効率的に運用する視点でこれを考察するならですね、十分に検討に値する数字があります。

資料6と7を見る限りはですね、芦屋中学校の空き教室、不定期に使用する教室と書いてあります。うまいこと書くなあと、さすが課長だなと思ったんですよ。これがですね、芦屋中学校は35教室が存在したんですよ。この数はですね、3つの小学校常時使用している数、合計が33なんですよ。それより多い数なんですよ。各小学校では、それぞれが特別支援クラスを含んでおりますから、数字上はですね、中学校においての小学校の併合はですね、十分に可能な数字であります。もちろん、職員室の増床などがあるので、現実には厳しいところもありますが。行政が進めているサテライトオフィス誘致や創業支援ともね、スタートアップ事業については、これ新たなスペースが、スペースの確保が必要になるので、そういった意味でも、小中学校の統合により、行政として活用できるスペースをつくることの意義は大きいと考えます。なお、現実の統合において、私はですね、次の2つのパターンを想定しました。

資料8を御覧ください。1つは碩田学園型統合。中学校1プラス3小学校で1カ所に集中して、効率的な公共施設の管理運営と義務教育学校の選択により、教育振興と地場産業を定着させるために活用します。書いているとおりです。2つ目はですね、まずは芦屋小と中学校のみの統合ということで、現在、生徒数が激変している芦屋小学校は、空き教室も教室の総数も3校の中では最も多いのです。ここをですね、先行的に統合することで、ほかの小学校との差別化を図れば、生徒数の増減も考えられると思うんですよ。またですね、跡地周辺では、町内では最も学びやに適した環境であるため、クリエイティブな職種の企業誘致など、今後考えられると思っております。町長どうですかね。お願いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

すばらしい発想だと思います。いや、本当に。そういう考え方もあるんだと今初めて思いました。ただ、前々から学校統合というのはですね、議員、言われるように、山鹿はもう1つでしょうがない。芦屋はやはり2つあるので、するとすれば芦屋の統合であろうということはよく論議されるわけでございます。ただですね、これが結局、民間の全てが民間でできることであれば、

今言われるように、タッタ、タッタ、タッタ、全て、はいこれは統合、はい、これはしますよというふうでですね、これが行政の難しいところでもあります。やはり伝統というものを、やはり日本人は重んじる。芦屋小学校は一番古い小学校で、それにやはり校歌、卒業したという愛着、東小学校もできて、後からできたんですけど、やはりかなりな数の卒業生がいらっしゃる。各小学校で同窓会をするとかですね。いろいろな形の中で、人間の生活する中で、そういうこともやっぱり大事なシビックプライドの要因になるわけでございます。町を愛する気持ちということではすね。そういう人たちのやはり郷愁というものも大事にしくちゃいけない。だから合理的にそれをさっさとやっていいかどうかということで。非常にやはりですね、これ同じ悩みを岡垣町が内浦小学校がですね、ものすごく、もう分校にしたらいいんじゃないかというくらい。しかし、それができないという、やはり内浦地域の周辺の方々のやっぱり思いがあるんで、なかなか踏み出せないというようですね、非常にそれとの整合性というのが非常に難しいものがあるんですね。まあしかし、その機運が今、やはり住民の方、いろいろな方のやっぱり機運が盛り上がらないとなかなかですね、できないのではないかと。これは、本当に芦屋小学校、中学校の校舎ですね、これは考えられるのではないかと思います。

芦屋町、先ほどお風呂の話が一昨日から出てますけども、もう土地がないのでですね、そうすると芦屋東小、芦屋小学校、中学校どっちか一つにあれだけの広大な土地、校舎が、建物の利用できるということで、これはちょっと一計に値するかなというふうに感心して聞いておりました。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

田島議員。

**○議員 7番 田島 憲道君**

ありがとうございます。いろいろな組み合わせがありますからね、今後ですね、考察していただければと思います。

次に、子育て支援についてです。子育て支援も新年度予算の重点施策の一つであります。その中では、これまでの事業を継続していく内容であると書かれておりましたが、以下にお尋ねします。

①小・中・高校生などのバス定期券に対する通学補助制度の利用状況や成果を問うということですが、これはおとといのですね、貝掛議員の一般質問で重複しております。そのときの答弁で腹一杯になっておるわけですが、私の分析をちょっとお話ししたいなと思います。

このバス定期の補助制度ですね、これですね、あの折尾周辺の、折尾の高校にね、通う親御さんたちからは、実に評判がいいんですよ。年間ですね、12万円以上かかる定期代が、半分が助成されるからということで、まあ7万円ですか。7万円近く補助されるということで、本当、皆

さん喜んでおりました。しかしですね、反面、八幡駅とかですね、枝光方面、また福岡方面に通う学生なんかはですね、これはですね、実はバスの定期を余り必要としていないと言うんですよ。なぜかというとはですね、私も30年前もそうだったんですけど、行きは遠賀川駅で乗って、帰りはですね、定期で折尾駅から帰ってくるわけですよ。折尾駅から発のバスのほうが便数があって、夜遅くまであったりするんですよ。そしたらですね、定期よりかは回数券とかですね、後はもう親に迎えに来てもらうわけですよ。すると今の車なんかですね、満タンすると1,000キロ、1カ月走るとな車だから、バス代出すよりかは、お父さんが、お母さんが送っていったほうが安いわけですよ。まあね、いろいろな議論がおとといから交わされていますけど、バスとJRの補助を選べるようにね、今、申請して3割の方しか申請してきてないからですね。2,000万近くお金を予定しておるんだったらですね、JRの定期も2つはだめよと、どっちか1つ選りなさいというんだったら、まだ需要があるんじゃないかなと。これは利用者目線のことで言っております。これはもう、答弁はあれなんでよろしいです。

2番に行きます。出産祝金制度や民間賃貸住宅家賃補助制度等は商工会発行の商品券を交付していますが、自治区に加入していることが前提であります。若い世代の住民から不満の声が出ておりますが、所感をお尋ねします。

こちらですね、私のお店にお客さんが赤ちゃんを連れてきたんですよ。それで、こういう制度があるよ。1人目5万円、2人目10万円、3人目は20万円というね、商品券もらえるんですよと喜んで勧めると、いや、それ私はもう要りませんと言うんですよ。なぜかといったら、自治区に入らないといけないと言うんですね。そんなに自治区に入ることは嫌なのかなあと思って、いろいろ聞いてみました。

まずはですね、そういった不満の声があるということで、課長に所感をお尋ねします。

**○議長 小田 武人君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 濱村 昭敏君**

これらの事業は、平成27年度から始めていますが、自治区に加入することが条件になっていることに対し、今、議員がおっしゃいましたように、窓口でも不満の声が28年ごろまでは聞いておりました。しかし、これらの制度は、子育て世代の支援という側面もありますが、もう一方、活力あるまちづくりを推進するといった目的がございます。地域のみんなが笑顔で暮らせる元気なまちづくりのためには、地域コミュニティの活性化が必要です。自治区はその地域コミュニティの中心的な存在として、地域の防災や防犯、環境美化、地域の見守りなどさまざまな活動を支えています。現在、芦屋町の自治区は、高齢化や個人の価値観の多様化などにより、加入率は減少傾向にあります。芦屋町の喫緊の課題として、自治区の加入率の向上といったものがある現状

において、若い世代の方に自治区の必要性や意義などを説明し、理解していただく絶好な機会だと考えていますので、自治区の加入については、今後も理解を求めていきたいと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

御説明ありがとうございます。転入者がですね、なぜ自治区に加入しないのか。デメリットについて分析されたことがありますか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

町としては、自治区加入率が郡内に比べても低いという状況がございます。ただ町が進めるいろいろな施策についても、今から町だけではなかなかできないという状況もございますし、地域は地域としてやはり抱える問題等もございます。ですから確かに個人的に自治区に入ると煩わしい役が、いろいろ言われていることも聞きますけれども、まだまだ生活していく上で、議員もおっしゃいましたように、幸せが何かとかいうようなことも含めますと、そういったことも考えて自治区の加入率というのを町としては高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

行政もですね、平成26年度からですかね、自治区担当職員制度。これは町長の肝入りの施策で始まっておりますが。町外から職員が半数以上通っている中でですね、芦屋町のこと、町民のことを知るためにやられているということです。これは自治区の方々に大変好評ですよ。若い担い手不足の小さな自治区では、若い行政マンとの交流に助けられていると。その反面、職員は休日を返上したりとかしてですね、奉公するという義務が生じていると思います。

私がですね、いろいろな住民相談を受ける中で、いろいろ聞いていった中でですね、ヒアリングしていった中で、自治区に入るの嫌だなというのがですね、やっぱり組長等の役が回ってくるかですね、あとは草刈やごみ出しの当番や行事が早朝からある。早朝というのがちょっとネックになっというみたいですね。それとですね、耳の痛い話かもしれないですけど、口うるさい高齢者がいたりとか。監視されているような気がする。それと、ここびっくりしたんですが、この町には数年もいないんだと。一時居住なんだと。今、若いから、海が好きだから来ているけど、家

を建てるときになったら、もっと便利なところに行くよとか言うから、もう海があるだけの環境が好きだからということから、ほかに興味ないんだよと言う人とですね、また地元の人とは、気が合わないよ。特異だこの町は、この町の人たちは。とか言います。それとですね、血縁が濃すぎて、問題が起きても対処してくれないと言うわけですよ。まあ聞いていて、だんだんまあそうだなあとか思う反面、こいつらわがままだなあとかですね。若い世代のコミュニティ不足ということもあります。この人たちの特徴は、さっきも言いましたけど、一時居住が大多数なんですよ。定住を全く考えていないということなんですね。それでですね、私は次世代に向けての自治会づくりということで、ニューコミュニティクラスターと名づけたんですけどね。これね、居住区を超えた自治区、町内会の再編をしたらいいんじゃないかなと提案いたしたいと思います。

さっき言いましたけど、海が好きだからということで芦屋に来たんだと。サーフィンが趣味だと言ってですね、朝、仕事行く前に波に乗ったりとかですね。とにかく波が気になるからということで、波の近く、見えるところに家を建てたいとかいう相談があるんですよ。こういった人たちに対してですね、居住する自治区を超えて、趣味とか趣向で集うニューコミュニティですよ。こういったことはできるんじゃないかと思うんですよ。バーベキューが好きだとか、サーフィンが好きだとか、そういった人たちが集まって普段やっているような、皆さんがやっているような自治区づくりをですね、集会所なんかは、公民館が空いているところをね、間借りすればいいから、難しく考える必要はないんじゃない、できるんじゃないかと思うんですよ。でですね、こういうことで、今後の定住につながったり、またそれぞれがですね、こういう自治区の活動に参加することによって目覚めてですね、自分の住んでいるところの自治区に入っていく者も出てくるかもしれません。今までのこんなシステムが崩壊していく中でですね、住民が寄り添い、協働のまちづくりを進めていくのであれば、模索してみる価値は十分にあると思います。

時間の関係で次にいきますね。

③の3才未満児の保育料について、特に、上位階層区分該当者には極めて負担が重く感じます。町の見解をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

保育料につきましては、国が基準を定め、それをもとに各市町村がそれぞれ独自に軽減を図っています。そのため国、県は定められた基準をもとに運営費を補助することになっていますので、独自の軽減は各市町村の負担となります。芦屋町は、国の保育料の区分、8階層を14階層にふやし、低所得層の人たちを中心に広く補助することにしており、その負担額は平成28年度決算で約1,000万円となっています。上位階層、特に上の2階層を見てみますと、所得割課税額

が30万1,000円以上39万7,000円以下の世帯、国が示しています収入で言いますと約930万円から1,130万円までぐらいの世帯になりますが、3歳未満の保育料は国の基準が8万円、芦屋町は7万5,000円。所得割課税額が39万7,000円以上、収入で言いますと約1,130万円以上となりますが、国の基準が10万4,000円、芦屋町が9万7,500円となっています。これらが上位2階層の保育料となっていますが、上位階層区分の該当者に対しても軽減を図っていることになっています。郡内を見ますと芦屋町より高く設定している町もありますし、低く設定している町もあり、芦屋町は郡内では平均的な保育料ではないかと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

はい、課長ありがとうございました。国の基準で8階層を14階層に芦屋町は分けているということですね。それで、芦屋町はですね、低所得者の方たちは、近隣みんなそうなんだろうが、手厚い施策を打っていると思うんですが。しかしですね、やっぱり13、14ですね、結構収入のある方にとってはですね、この負担は、例えば所得税額が39万7,000円以上ある方はゼロ歳から2歳の子供が生まれた場合は9万7,500円という保育料がかかります。今ですね、正社員として、例えば役場に2人勤めたとしてですね、かなり今、結婚も皆さん遅くなって30代後半だったりとかいう方もいます。そうすると、所得の中から9万7,500円、それプラス住宅ローンとかあったりすると大変負担が大きいと思うんですが、これは年収で言えば、先ほど、1,200万円ぐらいですかね、この層は。世帯と合算だから、旦那さん600万円、奥さん600万円ということで、この金額になっていくんですよね。僕思うんですよ、たった1万円違うだけで上と下の層に分かれちゃうということでもよろしいですか。この考えは。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

表をつくっている関係上、1万円でも上の段に行くとそういった考え方になります。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

あのですね、先日、行政視察で南箕輪村、南箕輪村という長野県ですね、日本一の子育て支援についてということで、私ども行政視察に行ってレクチャーを受けてきたんですが、そこに資

料12ページですね、南箕輪村の保育料の基準額表というのがあります。ここは15階層に分けてありまして、芦屋町で39万7,000円以上ですね、1,200万円以上収入がある人の世帯の中で、こちらは3万7,600円なんですよ。破格の差があります。こういったことで、やっぱり日本一の子育て支援についてということで勉強の価値があるんじゃないかということで、私ども行ってきました。

ここはですね、保育園から大学院まで小・中・高・短大・大学院と村にそういう教育機関が充実しているというんですよ。先日、町長も専門学校が誘致できたらいいんじゃないかとかいう話がありましたが、ここは農業系のコースなんで、農業をより専門的に学ぶことができる環境がつくられております。ここはですね、人口増加数、増加率で県内で一番で、平均年齢が最も若い活気あふれる村であります。中央アルプスの麓に広がる豊かな自然や田園風景に囲まれておりましたが、この人口増加に応じて、保育園・学校などの整備を進めて、待機児童はゼロと言っております。ここですね、去年の7月に新たな子育て施設の「こども館」というのを整備いたしました。子育てライフのサポートを実施しておりますが、ここですね、精密機械工業、水がきれいだからですね、いろいろな電子製品の中小企業やら何やらが、近隣にあってですね、ベッタウンとして、トータル的に住みやすい村なんです。ちゃんとした正社員でありますから、それぞれ所得が高い、多い人たちが多くいてですね、この50年間で人口が2.5倍ふえております。村なのに現在1万5,240人と、これは平成28年9月の調べですが。人口1万人を目標にしておったんですが、大幅にクリアしているということです。

ちなみに、全国で人口がふえた市町村というのは77市町村あります。この南箕輪村は54人増で、白馬村85人、軽井沢とか132人と。まあ白馬とか軽井沢はちょっと想像できますよね。また、過疎の93市町村ではですね、転入が転出者を上回っていると、先日報道がありました。移住促進に実に熱心に行っているところが、この南箕輪村であります。

ここはですね、やっぱりこういった子育てにお金をかけるから、年間5億ぐらいお金を入れているということなんです。芦屋町はどうですかね、子育て関係を予算としてまとめると、どれぐらいのお金がかかっていますか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

健康・こども課子育て支援係で平成30年度に予算計上している額は6億9,596万9,000円でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

30年度予算の児童福祉費ですね。保育所だとか児童手当だとか、もろもろ、いろいろありますけど、総額でいきますと民生費の児童福祉費7億3,000万程度が芦屋町の予算でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

日本一の子育て村より芦屋町の方が多く支出としているということが、ちょっとわかったんですが。

この村ですね、特別に保育料以外は特別な施策はやっていないと言うんですよね。いろいろな芦屋町の先ほどの出産の祝い金、定住促進、家賃補助とかいろいろありますけど、全くやっていない。これは芦屋町のほうがすばらしいと逆にそういうことを言われたんですが。そこを聞いてみると、最大の強みは何ですかと聞いたらですね、ロコミと言うんですよね。子育てするなら南箕輪村に行きなさい、住みなさいという評判がですね、よいうわさが出ています。住みやすい子育て環境への取り組みでは、南箕輪村が一番だということで、何かキツネにつままれたような感じがして、そういう感想があります。

しかしながらですね、保育園が5つあって、これが全部公立って言うんですよ。5つの保育園と1つの療養保育があって、職員が43名、正職員、村の職員ということですね。臨時が100人程度いて、他総勢146名ということなんです。保育士の不足もない、待機児童もない。保育士も公務員ですから、立派な給料をいただいていますから、それがですね、評判の一つではないかと思うんです。やっぱり言いました。指定管理の議論はないと。村営がベストなんだということです。保育料については、まあ我が町とは比較になりませんよね。

芦屋町では、保育料、その一番最下位層、最高の金額9万7,500円を毎月納めている人はどれくらいいらっしゃるのか。質問です。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

2月末現在で言いますと、一人の方です。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

一人ということでありますが、僕は思うんですけど、年収、給料が2,000万、3,000万とか、億稼ぐ人たちもいるわけですよ。そういった方から見れば、この9万7,500円というのは大した金額じゃないと思うんですよ。いろいろな事業の中の経費のいろいろなやり方で、いろいろなことで対処できる数字だと思うんですけど。さっき言いましたように、たった1万円とかの差です。夫婦の合算の金額で1万円だけでこういうことをゼロ歳から3年間こういった思いをしなければいけないということはね、どうなんだろうかなと思うんですよ。

ここにですね、例えば、半分補助するとかですね。と大変な人数ですよ、もし、来れば。だけど今、一人か二人じゃないですか。自衛隊さんなのかな、それとも公務員同士の係長クラスの人たちがということなのかなとは思いますが。この施策の目玉の一つだと思うんですよ。いかがですかね、町長。

○議長 小田 武人君

町長、時間です。答弁だけしてください。

○町長 波多野茂丸君

じゃあ、答弁5分ぐらいさせていただきます。

る、保育料の件に関しまして、御意見いただいたんですが、国の施策はもう御存じですよ、テレビ。憲法改正論も出ておりますが、義務教育は明記、恐らくされるでしょう。幼児教育、幼児保育の件に関しましても、実現するかどうかあれなんです、私が知り得るところでは、国は幼児教育、幼児保育に対して、段階的に無償化を進めるというところで、マスコミ報道は4月からは所得にかかわらず、3歳以上の保育料は無料とするというふうになっております。国のほうもこれはやはり子育て政策の中の一環として無償化と抱いておりますので、今、ここで補助金を出すとかというのは、ちょっと国の施策を見てみないとですね、決まったことを今またというのはちょっと後手、後手に回ると思いますので、国の動向を見たいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で田島議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 小田 武人君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時12分散会

---